

門真市地域支援事業実施要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 の規定により、本市が地域支援事業を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する事業（以下「総合事業」という。）
- (2) 包括的支援事業 法第 115 条の 45 第 2 項に規定する事業
- (3) 任意事業 法第 115 条の 45 第 3 項に規定する事業

（必須事業）

第 3 条 市は、総合事業及び包括的支援事業（以下この条において「必須事業」という。）を実施するものとする。

- 2 市は、包括的支援事業を実施するために、地域包括支援センターを設置するものとする。
- 3 市は、法第 115 条の 47 の規定により、必須事業の実施を委託することができる。
- 4 総合事業の実施の委託は、その事業の全部又は一部について行うことができる。
- 5 包括的支援事業のうち法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から 3 号までに規定する事業の実施を委託するときは、その事業のすべてにつき一括して行わなければならない。

（実施方法）

第 4 条 地域支援事業は、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）及び地域支援事業の実施について（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）並びにこの要綱の定めるところにより実施する。

第 1 章 総合事業

（介護予防・生活支援サービス事業）

第5条 市は、介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号に規定する事業をいう。以下「第1号事業」という。）として、次の事業を実施するものとする。

- (1) 第1号訪問事業 法第115条の45第1項第1号のイに規定する事業
- (2) 第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号のロに規定する事業
- (3) 第1号生活支援事業 法第115条の45第1項第1号のハに規定する事業
- (4) 第1号介護予防支援事業 法第115条の45第1項第1号のニに規定する事業

2 第1号事業の対象者は、法第115条の45第1項第1号及び省令第140条の62の4に規定する居宅要支援被保険者等とする。

（一般介護予防事業）

第6条 市は、一般介護予防事業として、次の事業を実施するものとする。

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 一般介護予防事業評価事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

2 一般介護予防事業の対象者は、法第9条第1項第1号に規定する第1号被保険者及びその支援のための活動にかかわる者とする。

なお、住民主体の通いの場において介護予防に取り組む場合については、法第9条第1項第2号に規定する第2号被保険者も対象者とする。

第2章 包括的支援事業

（包括的支援事業）

第7条 市は、包括的支援事業として、次の事業を実施するものとする。

- (1) 総合相談支援業務 法第115条の45第2項第1号に規定する事業
- (2) 権利擁護業務 法第115条の45第2項第2号に規定する事業
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 法第115条の45第2項第3号に規定する事業
- (4) 在宅医療・介護連携推進事業 法第115条の45第2項第4号に規定する事業
- (5) 生活支援体制整備事業 法第115条の45第2項第5号に規定する事業
- (6) 認知症総合支援事業 法第115条の45第2項第6号に規定する事業
- (7) 地域ケア会議推進事業 法第115条の45第2項第3号及び法第115条の48に規定する事業

第3章 任意事業

(任意事業)

第8条 市は、任意事業（第115条の45第3項に規定する事業をいう。以下「任意事業」という。）として、次の事業を実施することができる。

- (1) 介護給付等費用適正化事業
- (2) 家族介護支援事業
- (3) その他事業

2 市は、法第115条の47の規定により、任意事業の全部又は一部について実施の委託をすることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。